

## ひたちなか市教育委員会会議録

平成27年 第3回 ひたちなか市教育委員会2月定例会 会議録						
平成27年2月20日		開会 午後2時00分		閉会 午後2時50分		
○場 所	1 中地区コミュニティセンター 集会室1					
○出席委員	委員長 小田島 俊夫	委員長職務代理者 石田 厚子		委員 沓澤 久美子	教育長 木下 正善	
○欠席委員			委 員 西野 信弘			
○会議に出席した構成員	補 職 名			氏 名	出・欠	
	教育次長			鈴木 幸男	欠席	
	総務課長			岩崎 龍士	出席	
	参事（教育担当）			廣瀬 佳久	欠席	
	参事兼指導課長			森井 榮治	出席	
	施設整備課長			澤島 恵一	出席	
	学務課長			石崎 聡一郎	出席	
	参事兼青少年課長			阿部 美代子	出席	
	中央図書館長			大和田 雅一	出席	
	○事務局員	総務課長補佐兼係長			一木 宙	出席
		総務課主幹			黒澤 一彦	出席
		総務課主事			小野寺 優	出席
○議 事						
1 議案	協議事項1	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について【公開】				
2 その他	(1)	平成27年教育委員卒業式・入学式の出席割振りについて【公開】				
	(2)	児童生徒の事故について【公開】				

平成27年第3回ひたちなか市  
教育委員会2月定例会会議録（概要）

開会 14:00

委員長 （あいさつ、開会の宣言）

**協議事項1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う  
関係条例の整備に関する条例制定について**

総務課長 今回の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地方教育行政法」という。）の一部改正、いわゆる教育委員会制度改正に伴いまして、関係する条例5本を一括改正させていただくことから、3月定例会市議会に提案するにあたり、協議事項として提出させていただいております。

制度改正の主な内容として、教育委員会の教育長と委員長の職が統合され、これに伴い教育長の身分が常勤の特別職となります。このため、関係する条例の整備を一括して行おうとするものです。

地方公務員法において、地方公共団体に勤務する職員は一般職と特別職に区分され、市長、副市長など議会の同意を得て任命される職については特別職と位置づけられ、それ以外の職員については一般職ということになっており、今回の制度改正により、教育長の任命は議会の同意を得ることとなりましたので、地方公務員法の適用によって特別職という位置づけになってまいります。教育長はこれまでの一般職という位置づけから、特別職になることにより、報酬の根拠を条例で規定する必要があるとともに、報酬額を決定する場合には特別職報酬等審議会に諮る、といった規定があることから、今回、関係する条例について改正が必要となりました。

（1）「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」については、非常勤の特別職に関して報酬の支給等を規定している条例であり、別表第1において職名、支給区分、月額（日額）、報酬額を規定しておりますが、今回、教育委員会委員長の職が教育長に統合されることから、委員長の項を削除するものです。

（2）「ひたちなか市特別職報酬等審議会条例」については、特別職の報酬額を決定する場合には特別職報酬等審議会に諮り意見を聴かなければならないため、その設置や所掌事項について規定している条例ですけれども、第2条のところで教育長が特別職になるため、「市長及び副市長」の次に「教育長」を加えております。

（3）「ひたちなか市教育委員会教育長の給与、勤務時間、その他の勤務

条件に関する条例」については、教育長の給与等について規定しております。第1条ではその根拠法令を教育公務員特例法第16条第2項で定めておりますが、教育長が特別職になることに伴い、地方自治法第204条第3項の規定が根拠規定になることから所要の改正を行うとともに、語句の整理を行うものです。

(4)「ひたちなか市特別職の職員で常勤のもの等の給与の減額に関する条例」については、現在、特別職の給与としましては期末手当が減額されており、そのために必要な規定を定めているものです。この条例につきましては、条文中の条例の名称が変更となることから、改正するものです。

(5)「ひたちなか市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例」については、根拠規定である地方教育行政法が一部改正に伴って「第24条の2第1項」から「第23条第1項」に条項のズレが生じたことから、その部分の整理を行ったところです。

以上が今回の条例改正の主な内容です。

【質疑、意見等】

委員長  
総務課長

新制度に移行するのは、県内では本市が最初になると聞いておりますが、はい。教育長の任期満了が今年3月31日までとなっておりますので、4月1日から新制度に移行することとなります。

委員長

4月1日から制度移行となりますと、それについての準備はいつから始めることとなりますか。

総務課長

今回の条例改正については4月1日から施行できるようにするため、3月定例市議会に提出させていただきますが、制度移行のための必要な手続は、法令の経過措置規定により事前に準備することが認められております。ただし、総合教育会議については4月から施行される形となります。

委員長

総合教育会議について、具体的には開催してみないとわからない面もあると思いますが、教育予算についての話し合いなど、その会議の中である程度教育委員としての要望や意見を出すことも可能なのでしょうか。

総務課長

そういったことも想定されるかと思えます。また、改正地方教育行政法において首長が大綱を策定することが定められております。大綱とは、本市教育の方向性を示すものであり、総合教育会議において議論していただくこととなります。

石田委員

今回の制度改正によって、教科書選定に関する採択地区の見直しや委員選出にかかる人数配分等も変わってくるのですか。

教育長

採択地区について変更があるかどうか、まだはっきりしたことは示されていない状況です。

沓澤委員 教育委員会制度が変わることについて市民向けにお知らせする必要があると思いますが、その予定はありますか。

総務課長 その必要はあると思いますので、市報にてお知らせすることも、検討していきたいと思います。

- \* 協議事項1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定については、全員一致で承認されました。

### その他（１） 平成２７年教育委員会卒業式・入学式の出席割り振りについて

事務局 平成２７年教育委員会卒業式・入学式の出席割り振りについて、ご説明します。教育委員の皆様方には毎年小中学校の卒業式と入学式にそれぞれ出席していただいているところです。今年の卒業式は、小学校が３月２０日（金）、中学校が３月１１日（水）、入学式については小学校が４月７日（月）、中学校が４月８日（火）となっております。出席割り振りにつきましては、勝田地区・那珂湊地区のバランスや過去の実績等を考慮したうえで割り振らせていただきました。なお、こちらの案で承認いただいたうへは、各学校から案内通知をお送りいたします。

- \* その他（１）平成２７年教育委員会卒業式・入学式の出席割り振りについて報告がありました。

### その他（２） 児童生徒の交通事故について

指導課長 児童生徒の事故についてご報告させていただきます。新聞等でご承知とは思いますが、２月６日（金）午前７時５５分頃、市内馬渡地内の市道の緩やかなカーブになっているところにおいて、事故が発生しました。

市内中学校の男子生徒２名が自転車で、この道路の路側帯を走行していましたところ、反対方向から走ってきた軽自動車がスリップし、２名が巻き込まれた、という状況です。

事故に遭った生徒のうち１名は、左足骨折の重傷を負い、もう１名については、胸などを強く打って意識不明の重体という状況であり、現在、学校の方でご家族の方と連絡を取るなどの対応をしているところでございます。

なお、危険箇所等についての対策としましては、現在、警察署と相談しながら事故防止のため何か有効な手立てがとれるかどうか、検討している状況です。

- \* その他（２）児童生徒の事故について報告がありました。

委員長 (あいさつ, 閉会の宣言)

閉会 14:50